
令和8年 第1回(定例)周防大島町議会会議録(第4日)

令和8年3月19日(木曜日)

議事日程(第4号)

令和8年3月19日 午前9時30分開議

- 日程第1 議案第1号 令和8年度周防大島町一般会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第2 議案第2号 令和8年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第3 議案第3号 令和8年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第4 議案第4号 令和8年度周防大島町介護保険事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第5 議案第5号 令和8年度周防大島町渡船事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第6 議案第6号 令和8年度周防大島町下水道事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第7 議案第7号 令和8年度周防大島町病院事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第8 議案第15号 周防大島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について(討論・採決)
- 日程第9 議案第16号 周防大島高等学校通学支援費給付基金条例の一部改正について(討論・採決)
- 日程第10 議案第17号 周防大島町国民健康保険税条例の一部改正について(討論・採決)
- 日程第11 議案第18号 周防大島町スクールバス条例の一部改正について(討論・採決)
- 日程第12 議案第19号 周防大島町地区体育館設置条例の一部改正について(討論・採決)
- 日程第13 議案第20号 周防大島町火入れに関する条例の一部改正について(討論・採決)
- 日程第14 議案第21号 周防大島町営橋駐車場条例の一部改正について(討論・採決)
- 日程第15 議案第22号 周防大島町若者定住促進住宅条例の一部改正について(討論・採決)
- 日程第16 議案第23号 周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正について(討論・採決)
- 日程第17 議案第24号 財産の無償貸付けについて(旧和田小学校用地・建物等)(討論・採決)

- 決)
- 日程第18 議案第25号 財産の無償貸付けについて（旧椋野小学校用地・建物等）（討論・採決）
- 日程第19 議案第26号 周防大島町過疎地域持続的発展計画の策定について（討論・採決）
- 日程第20 議案第27号 屋代山泉センターの指定管理者の指定について（討論・採決）
- 日程第21 議案第28号 神領コミュニティセンターの指定管理者の指定について（討論・採決）
- 日程第22 議案第29号 小松コミュニティセンターの指定管理者の指定について（討論・採決）
- 日程第23 議案第30号 油宇集会施設の指定管理者の指定について（討論・採決）
- 日程第24 議案第31号 小泊集会施設の指定管理者の指定について（討論・採決）
- 日程第25 議案第32号 周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」の指定管理者の指定について（討論・採決）
- 日程第26 議案第33号 周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定について（討論・採決）
- 日程第27 議案第34号 安高地区農事集会所の指定管理者の指定について（討論・採決）
- 日程第28 議案第35号 正分地区農事集会所の指定管理者の指定について（討論・採決）
- 日程第29 議案第36号 鹿家地区農事集会所の指定管理者の指定について（討論・採決）
- 日程第30 報告第1号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第31 報告第2号 専決処分の報告について（変更契約、法第180条関係）
- 日程第32 議案第37号 令和7年度周防大島町一般会計補正予算（第8号）（質疑・討論・採決）
- 日程第33 議案第38号 令和7年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第4号）（質疑・討論・採決）
- 日程第34 請願第1号 上関中間貯蔵施設の建設に関する住民説明会と、パブリックコメントや住民アンケート実施を求める請願書（委員長報告・質疑・討論・採決）

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第1号 令和8年度周防大島町一般会計予算（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第2 議案第2号 令和8年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第3 議案第3号 令和8年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計予算（委員長報告

- ・質疑・討論・採決)
- 日程第4 議案第4号 令和8年度周防大島町介護保険事業特別会計予算（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第5 議案第5号 令和8年度周防大島町渡船事業特別会計予算（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第6 議案第6号 令和8年度周防大島町下水道事業特別会計予算（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第7 議案第7号 令和8年度周防大島町病院事業特別会計予算（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第8 議案第15号 周防大島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について（討論・採決）
- 日程第9 議案第16号 周防大島高等学校通学支援費給付基金条例の一部改正について（討論・採決）
- 日程第10 議案第17号 周防大島町国民健康保険税条例の一部改正について（討論・採決）
- 日程第11 議案第18号 周防大島町スクールバス条例の一部改正について（討論・採決）
- 日程第12 議案第19号 周防大島町地区体育館設置条例の一部改正について（討論・採決）
- 日程第13 議案第20号 周防大島町火入れに関する条例の一部改正について（討論・採決）
- 日程第14 議案第21号 周防大島町営橋駐車場条例の一部改正について（討論・採決）
- 日程第15 議案第22号 周防大島町若者定住促進住宅条例の一部改正について（討論・採決）
- 日程第16 議案第23号 周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正について（討論・採決）
- 日程第17 議案第24号 財産の無償貸付けについて（旧和田小学校用地・建物等）（討論・採決）
- 日程第18 議案第25号 財産の無償貸付けについて（旧棕野小学校用地・建物等）（討論・採決）
- 日程第19 議案第26号 周防大島町過疎地域持続的発展計画の策定について（討論・採決）
- 日程第20 議案第27号 屋代山泉センターの指定管理者の指定について（討論・採決）
- 日程第21 議案第28号 神領コミュニティセンターの指定管理者の指定について（討論・採決）
- 日程第22 議案第29号 小松コミュニティセンターの指定管理者の指定について（討論・採決）
- 日程第23 議案第30号 油宇集会施設の指定管理者の指定について（討論・採決）
- 日程第24 議案第31号 小泊集会施設の指定管理者の指定について（討論・採決）
- 日程第25 議案第32号 周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」の指定管理者の指定に

ついて（討論・採決）

- 日程第26 議案第33号 周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定について（討論・採決）
- 日程第27 議案第34号 安高地区農事集会所の指定管理者の指定について（討論・採決）
- 日程第28 議案第35号 正分地区農事集会所の指定管理者の指定について（討論・採決）
- 日程第29 議案第36号 鹿家地区農事集会所の指定管理者の指定について（討論・採決）
- 日程第30 報告第1号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第31 報告第2号 専決処分の報告について（変更契約、法第180条関係）
- 日程第32 議案第37号 令和7年度周防大島町一般会計補正予算（第8号）（質疑・討論・採決）
- 日程第33 議案第38号 令和7年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第4号）（質疑・討論・採決）
- 日程第34 請願第1号 上関中間貯蔵施設の建設に関する住民説明会と、パブリックコメントや住民アンケート実施を求める請願書（委員長報告・質疑・討論・採決）

出席議員（14名）

1番	占部	智子君	2番	浅原	賢潤君
3番	山根	耕治君	4番	栄本	忠嗣君
5番	岡崎	裕一君	6番	山中	正樹君
7番	白鳥	法子君	8番	田中	豊文君
9番	新田	健介君	10番	吉村	忍君
11番	久保	雅己君	12番	小田	貞利君
13番	尾元	武君	14番	荒川	政義君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 岡原 伸二君 議事課長 林 祐子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	藤本 浄孝君	副町長	……………	山中 茂雄君
教育長	……………	星野 朋啓君	病院事業管理者	……………	石原 得博君
総務部長	……………	木谷 学君	産業建設環境部長	……………	松村 浩君
健康福祉部長	……………	中村 晴彦君	下水道部長	……………	藤本 倫夫君
統括総合支所長	……………	辻田 建一君	会計管理者	……………	宮崎由紀子君
教育次長	……………	中原 藤雄君	病院事業局総務部長	……………	木村 稔典君
総務課長	……………	梅木 義弘君	財務課長	……………	今尾 勝則君

午前9時30分開議

○議長（荒川 政義君） 改めまして、おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

星野教育長より、一昨日の令和8年3月17日の本会議において、山中正樹議員の一般質問に対する答弁の中に誤りがあったので訂正をさせていただきたいとの申し出がありました。これより答弁の訂正を許します。星野教育長。

○教育長（星野 朋啓君） 令和8年3月17日の山中議員への一般質問答弁で、アプリによる英会話について、1日200回と私は発言しましたが、これは誤りでありました。

正しくは、1日の会話の回数を増やせるよう関係機関と調整中です。誤った数値をお伝えして申し訳ありませんでした。訂正しておわびを申し上げます。

日程第1. 議案第1号

日程第2. 議案第2号

日程第3. 議案第3号

日程第4. 議案第4号

日程第5. 議案第5号

日程第6. 議案第6号

日程第7. 議案第7号

○議長（荒川 政義君） 日程第1、議案第1号令和8年度周防大島町一般会計予算から、日程第7、議案第7号令和8年度周防大島町病院事業特別会計予算までの7議案を一括上程し、これを

議題とします。

3月4日の本会議において、所管の常任委員会に付託しました付託案件について、各常任委員長から委員会審査報告書が提出されておりますので、7議案について各常任委員長の審査報告を求めます。

はじめに、総務文教常任委員会委員長から委員会審査の経過並びに結果の報告を求めます。栄本総務文教常任委員会委員長。

○総務文教常任委員会委員長（栄本 忠嗣君） それでは、総務文教常任委員会を代表しまして、本委員会における審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

本委員会は、令和8年3月6日、委員会を開催し、付託された案件の審査を行いました。

審査にあたりましては、所管事項全般にわたり執行部に説明を求め、質疑を行い、十分なる審査の結果、議案第1号の本委員会所管部分につきまして、お手元に配付いたしております委員会審査報告書のとおり、可決すべきものと決定をいたしました。

それでは、議案第1号令和8年度周防大島町一般会計予算につきまして、審査の過程における発言等のうち、主なものを申し上げます。

はじめに、総合支所の関係では、委員より、各庁舎の照明LED化の進捗状況と費用面での削減効果は検討しているのかとの質問に対し、大島庁舎は令和8年度で実施設計、令和9年度で改修工事を予定しているが、削減効果は今のところ検討していない。久賀庁舎については、今年度改修工事を行っており、LED化により年間約70万円の削減を見込んでいる。また、東和庁舎、橘庁舎は既にLED化されているとの答弁でした。

次に、税務課の関係について主なものを申し上げます。

委員より、自治会等の固定資産税の減免対象となる基準は何かとの質問に対し、基本的には公益性があるか、営利目的がないか、また地方税法や条例に基づき現況の使い方が公共性に徹しているかというところで判断しているとの答弁でした。

次に、総務部総務課の関係について主なものを申し上げます。

委員より、住宅環境改善支援事業補助金について、借家はなぜ対象にならないのかとの質問に対し、借家はいつほかの人に変わるか分からないため対象にならないという県からの回答であったとの答弁でした。

次に、政策企画課の関係では、委員より、地域活性化起業人制度活用事業の官民コンソーシアムの具体的な中身を教えていただきたいとの質問に対し、総合計画を実効性あるものにするため、住民・子ども（中高生含む）の意見も取り込み、共通課題の解決の場をつくるものである。行政だけでは難しいため、支援組織の力も借りて推進体制を整備したいとの答弁でした。

また、ワンテーマディスカッションは、受け身ではなく町側から自治会・団体等へ働きかけて

定期的に開催し、声を拾ったほうがよいのでは、申請しにくい心理があるのではとの質問に対し、これまでは申請型の受け身であった。例えば出張所廃止のような大きな動きがある際に、町側から意見を求める形が可能か模索したいとの答弁でした。

次に、空家定住対策課の関係では、委員より、結婚新生活支援事業補助金について、夫婦ともに29歳以下の世帯には60万円、夫婦ともに39歳以下の世帯には30万円となっている。以前、本町の若者の定義は45歳未満と伺ったことがあるが、年齢を制限している理由は何かあるのかとの質問に対し、この事業は国の地域少子化対策重点推進交付金を活用した事業であり、国の基準に合わせて設定している。令和8年度については予算どおり国の基準に沿って行うが、今後町単独事業として年齢の幅を広げることも検討していくとの答弁でした。

次に、財務課の関係では、委員より、町債の1目総務債から3目衛生債までは脱炭素化推進事業となっているが具体的に何を対象としているのかとの質問に対し、過疎債での対応はできないが、脱炭素化推進事業債であれば対象にすることが可能な事業としている。総務債は、ハイブリッド型の町長車購入及び大島庁舎照明LED化にかかる実施設計業務、民生債は、たちばなケアプラザの照明LED化にかかる実施設計業務や工事請負費、衛生債は、しまとびあスカイセンターの照明LED化にかかる実施設計業務の財源となっているとの答弁でした。

次に、教育委員会総務課の関係では、委員より、小中学校防犯カメラ設置事業について、子ども達の安全を守る観点から、現在の状況を職員室で確認できるようにするのがいいと思うが、どのようなイメージで設置するのかとの質問に対し、基本的には各学校に3台の防犯カメラを、正門、児童玄関、裏門に設置することを考えている。学校への侵入が可能な場所にカメラを設置し、その映像を職員室のモニターで確認できる体制を想定しているが、フェンス等で囲まれていない学校の設置箇所については設計業者と協議しながら決定したいとの答弁でした。

次に、学校教育課の関係では、委員より、校内教育支援センターの対象者はどうなるのか。指導員は、あるは教室の指導員が出向くのかとの質問に対し、対象者は大島中学校の生徒に限る。文部科学省は、不登校対策としての校内教育支援センター設置促進を掲げているため、町内学校への設置の第一歩として補助制度を活用し、大島中学校に設置することとした。また、指導員は、あるは教室とは別に募集し、任用予定の方は確保できているとの答弁でした。

続いて、社会教育課の関係では、委員より、B&G海洋センタープールの燃料費抑制のため、保温用シートの購入予定はあると以前議会答弁があったと記憶しているが、その購入費は予算に計上されているのかとの質問に対し、保温用シートの購入費は、米空母艦載機部隊配備特別交付金を充当し計上している。プール全面を覆うことを想定しており、燃料費の節減を図りたいとの答弁でした。

また、地域活性化起業人活用事業の新たな外郭団体の設立に向けた具体的なプランはどうなっ

ているのか。これは単年度を想定しているのかとの質問に対し、民間企業から1名派遣してもらう。企業との調整にもよるが、基本的には3年くらいかける必要がある中身と考えており、企業側も3年を想定しているケースが多い。事務の効率化を図りながら、よりよい形をつくっていくためにも、最初から最後まで同じ1名の方に担っていただくのがよいと考えているとの答弁でした。

以上が、議案第1号令和8年度周防大島町一般会計予算に関する主な発言の内容であります。

以上を持ちまして、本委員会に付託されました案件に対する審査の内容について、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（荒川 政義君） 総務文教常任委員会委員長の報告が終わりましたので、これから質疑に入ります。

総務文教常任委員会委員長に対する質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 1点だけお尋ねをいたしますが、本会議でも質疑をしたとおり、歳入増と歳出削減についての具体的目標値、それから具体策、そういったことについて委員から質疑があったのか、もしくは執行部から自主的に説明等があったのかなかったのかだけ御答弁をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 栄本総務文教常任委員会委員長。

○総務文教常任委員会委員長（栄本 忠嗣君） 委員からそのような質問と執行部からの説明もございませんでした。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

総務文教常任委員会委員長、お疲れさまでした。

次に、民生常任委員会委員長から委員会審査の経過並びに結果の報告を求めます。新田民生常任委員会委員長。

○民生常任委員会委員長（新田 健介君） 改めまして、おはようございます。

それでは、民生常任委員会を代表いたしまして、本委員会におけます審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

本委員会は、令和8年3月10日、委員会を開催し、付託された案件の審査を行いました。

審査にあたりましては、所管事項全般にわたり執行部に説明を求め、質疑を行い、十二分なる審査の結果、議案第1号の本委員会所管部分から議案第4号並びに議案第7号につきまして、皆様のお手元に配付しております委員会審査報告書のとおり、全件とも可決すべきものと決定いたしました。

それでは、審査の過程におけます発言等のうち、主なものを申し述べます。

まずはじめに、議案第1号令和8年度周防大島町一般会計予算でございます。

福祉課の関係でございますが、委員より、子育てはじめのいっぽ応援事業について、支給するおむつ等は町で購入したものを渡すのか、あるいはおむつ代相当を現金で支給するのか。また、育児用品（おもちゃ）などの支給については、希望の品物が選べる仕組みなどの質問に対しては、現物給付を考えている。現金給付も選択肢として検討したが、支給品を手渡すことで毎月保護者、そして子ども達と面談する機会が持てるため、現物の支給とした。育児用品（おもちゃ）などについては、希望の品物を手配するものではないが、何種類か提案をし、その中から選べる仕組みにしたいとの答弁でした。

次に、健康増進課の関係でございますが、健康増進計画における高血圧対策について、どのような機関・団体と連携しており、その連携内容はどのようになっているのか。また、令和8年度に新たな取り組みを行う予定はあるかとの質問に対しては、健康増進計画推進委員である農業協同組合や漁業協同組合等と連携をして、団体職員の血圧測定や健康相談を実施した。令和8年度は、小規模事業所に働きかけ、健康相談等を実施することを検討しているとの答弁でありました。

続きまして、介護保険課の関係でございます。委員より、周防大島版CCRCネットワーク推進事業について、継続の必要性や実現性についてはどの質問に対しては、周防大島版CCRCは、当初の元気な高齢者の呼び込みから定住対策へと主軸を移している。空家定住対策課と連携して、介護事業の充実をPRすることで、現役世代が将来的に親を呼び寄せることができる、または親を連れて移住できる安心感を提供することを目指していくとの答弁でありました。

続きまして、議案第2号令和8年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算でございます。

委員より、人間ドック補助事業について、受診定員、予算額増の理由はどの質問に対し、令和7年度は早期に定員数50名に達したため、令和8年度は20名増員し、予算計上したことによるとの答弁でありました。

次に、議案第3号令和8年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計予算につきましては、質疑はございませんでした。

続きまして、議案第4号令和8年度周防大島町介護保険事業特別会計予算につきましては、委員より、介護予防普及啓発事業に新規計上の脳体力トレーナーの導入形態と目的はどの質問に対し、ソフトを搭載したタブレット端末2台をリースする。認知機能を数値化、そして可視化し、自身の状態を把握することで意欲的に介護予防に取り組めることを目的としているとの答弁でありました。

最後に、議案第7号令和8年度周防大島町病院事業特別会計予算についてでございます。

まず、説明に先立ちまして、石原病院事業管理者より、診療体制の主な変更点、そして令和

8年度当初予算（案）の概要について発言がございました。

それでは、審査の過程におけます発言等のうち、主なものを申し述べたいと思います。

まずはじめに、委員より、病床利用率について、東和病院は86.4%、大島病院は80%を見込んでいるが現状はどうか。また、この見込みを下回っている場合、どのような取り組みが必要だと考えているのかとの質問に対しては、大島病院が67.7%と、先ほど申しました80%という目標数値を下回っている。大島病院は救急医療の最後の砦となっていることから、病床の回転がよく増減の幅が激しい。高い目標数値ではあるものの、達成し維持していくことが今後の課題と捉えている。町外の総合病院等からの下り搬送での受け入れを強化し、入院患者の増加を目指していきたいと考えている。

その一方で、東和病院は83.3%と、先ほど申しました数値目標86.4%の目標に近い数値となっております。今後も包括期、そして慢性期の患者を中心に患者数を増やし、病床利用率を高めていきたいとの答弁でありました。

次に、町からの基準外繰入について、令和9年度以降に返済を見込む計画になっているが、これは実現可能なのかとの質問に対しては、基準内繰入の中で経営改善をしていきたいと考えており、目標数値を達成するという強い思いで進めていく。月々の執行管理を徹底し、計画水準に満たない部分については素早く対応していくとの答弁でありました。

また、未利用の医師住宅の売却について、どのように進めていくか具体的に決まっているのかとの質問に対しては、売却方法については未定であるが、空家定住対策課と連携を取りながら慎重に進めていきたいとの答弁がございました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件に対する審査の内容について、民生常任委員会の報告を終わります。

○議長（荒川 政義君） 民生常任委員会委員長の報告が終わりましたので、これから質疑に入ります。

民生常任委員会委員長に対する質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 先ほどの質問と同じですが、歳入増と歳出削減についての個別の言及というのはありましたでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 新田民生常任委員会委員長。

○民生常任委員会委員長（新田 健介君） 御質問ありがとうございます。関係参与と確認をしてみありますが、そのような質問はなかったように記憶しております。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

民生常任委員会委員長、お疲れさまでした。

次に、建設環境常任委員会委員長から委員会審査の経過並びに結果の報告を求めます。岡崎建設環境常任委員会委員長。

○建設環境常任委員会委員長（岡崎 裕一君） 建設環境常任委員会を代表しまして、本委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本委員会は、令和8年3月5日、委員会を開催し、付託された案件の審査を行いました。

審査にあたりましては、所管事項全般にわたり執行部からの説明を求め、質疑を行い、十分な審査の結果、議案第1号の本委員会所管部分、議案第5号及び議案第6号につきまして、お手元に配付いたしております委員会審査報告書のとおり、全件とも可決すべきものと決定いたしました。

それでは、審査の過程における発言などのうち、主なものを申し上げます。

まず、議案第1号令和8年度周防大島町一般会計予算についてでございます。

下水道課の関係について、委員より、合併浄化槽の対象エリア、補助金を交付した箇所がどのくらいあるのか。浄化槽設置整備事業の補助金の効果・目的はどの質問に対し、周防大島町のきれいな自然を守るためや、合併浄化槽を利用して、環境衛生、生活環境の改善・向上することを目的として事業を進めている。対象エリアは、町内の約半分48.9%が下水道が使える区域となっているため、それ以外が合併浄化槽の区域である。また、浄化槽適正維持管理推進補助金、浄化槽設置整備事業補助金は1,200戸程度を交付対象としている。区域内人口でいえば4,700人程度が対象となり、実際に合併浄化槽を使用している方が令和6年度末で24%程度であるとの答弁でした。

次に、生活衛生課の関係について、委員より、斎場のLED化工事が計画されているが、これにより光熱水費は現状からどの程度削減される見込みか。具体的な試算があれば示してほしいとの質問に対し、今回のLED化はコスト削減よりも、将来的な蛍光管の生産中止に伴い、施設の照明に支障を来し、利用者に不便をかける事態を避けるために実施するものである。LED化後の電気代については、現時点で削減額は試算しておらず、今後検証したいとの答弁でした。

次に、商工観光課の関係では、委員より、観光交流センターの設計段階での目安の事業費はどのくらいか。また、日本国際放送番組制作の負担金の内容はどのようなものかとの質問に対し、観光交流センターの設計段階の事業費は、はっきりとは決まっていないが、事業費に充てる主な歳入は国の補助金を考えており、補助率最大2分の1、上限2億円のため、その範囲内のものと認識している。

日本国際放送番組制作負担金は、来年度に下関市、長門市、美祢市、本町の3市1町で30分のNHK番組を制作するための負担金である。インバウンド向けの放送で、世界160か国で放

送され、番組放送が終わった後もその映像はY o u T u b eなどで使用できるとの答弁でした。

次に、地域交通課の関係では、委員より、商工業振興費、周防大島町地域公共交通活性化協議会運営補助金の使途は何か。また、10年後にどのような交通体系像を描いているのかとの質問に対し、補助金の主な使途は協議会運営や再編業務などを委託している業者への委託料である。将来的に自動運転が実用化できるようになっていけば、幹線への導入を考えていきたい。高齢化が進み、幹線までの手段も課題になっているので、事業者等と検討していきたいとの答弁でした。

次に、農林水産課の関係では、委員より、林業総務費、緊急銃猟についての予算について。また、鹿は有害鳥獣という扱いかとの質問に対し、緊急銃猟用に熊スプレーやゼッケンなどの消耗品費と損害保険料について予算を計上している。鹿は町の鳥獣被害防止計画の中に記載されており、イノシシと同じ捕獲金額であるとの答弁でした。

次に、施設整備課の関係では、委員より、インフラストラクチャーの老朽化は全国的にも問題となっているが、道路においては特に橋りょうの老朽化が深刻ではないか。町民の生活に支障が出ないよう橋りょう補修などの対策が必要と考えるが、今後の見通しについてはどの質問に対し、町道に架かる橋りょうは335橋あり、5年に1度全ての橋りょうを、年間では60橋から70橋ずつ点検を実施し健全度を判定している。

この点検結果を基に、早期に措置すべきと判定された橋りょうについて修繕を行っているが、現時点で修繕すべき橋りょう数は49橋あり、年間に2橋から3橋ずつ修繕を行っているとの答弁でした。

次に、議案第5号令和8年度周防大島町渡船事業特別会計予算についての質疑はございませんでした。

次に、議案第6号令和8年度周防大島町下水道事業特別会計予算について、委員より、下水道普及率65%を目指すと言われたが、現状の下水道区域における整備状況、目標達成は何年後を見込んでいるのか。また、営業費用管渠費及び処理場費の委託料の内訳はどの質問に対し、未普及事業において平成29年度策定の全体計画上では総事業費は156億円であるが、人件費や物価の高騰により予定の4割の金額を使って、3割弱の進捗率である。最速で令和20年頃の完成を見込んでいる。

委託料は、マンホールポンプや浄化センターの維持管理・保安管理の委託料と水質調査の業務が主なものであるとの答弁でした。

以上をもちまして、本委員会に付託されました、議案第1号の所管部分、議案第5号及び議案第6号に対する審査の内容について、建設環境常任委員会の報告を終わります。

○議長（荒川 政義君） 建設環境常任委員会委員長の報告が終わりましたので、これから質疑に入ります。

建設環境常任委員会委員長に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

建設環境常任委員会委員長、お疲れさまでした。

白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） 7番、白鳥法子です。この議案に関して修正動議を提出させていただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員より修正動議の発言がございました。

暫時休憩します。

午前10時01分休憩

.....
午前10時21分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お手元に配付してありますとおり、議案第1号令和8年度周防大島町一般会計予算に対しては、白鳥議員ほか2名から修正動議が提出されました。

本動議については、所定の発議者がありますので、動議は成立しております。

議案第1号令和8年度周防大島町一般会計予算に対する修正案について、提出者の説明を求めます。白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） 議席番号7番、白鳥法子です。本件に対して、このたびの修正内容につきましては、趣旨といたしましては当初予算案の概要13ページにございます、新規事業の観光交流センター整備事業にかかる予算を削減するためのものです。

先ほど、Side Booksにあげられました該当の資料をお開きください。

Side Booksでいいますと、本会議、議案書の中の議案第1号修正動議というファイルになります。1枚目、動議を読み上げます。

令和8年3月19日、周防大島町議会議長、荒川政義様。

発議者、周防大島町議会議員、白鳥法子、占部智子、浅原賢潤。

議案第1号令和8年度周防大島町一般会計予算に対する修正動議。

上記の動議を、地方自治法第115条の3及び周防大島町議会議規則第17条第2項の規定により別紙の修正案を添えて提出します。

次のページ、（別紙）をご覧ください。修正案を順次説明いたします。該当の原案のページも順次御説明したいと思います。

議案第1号令和8年度周防大島町一般会計予算の一部を次のように修正します。

原案2ページ、第1条中171億5,000万円を171億2,613万円に改めます。

次に、原案3ページ、第1表歳入歳出予算は、歳入について、18款繰入金1項基金繰入金を7万円減額し、20億9,632万6,000円に、21款町債1項町債を2,380万円減額し、29億6,190万円に、それに伴いまして歳入合計を2,387万円減額し、171億2,613万円とします。

次に、歳出に移ります。原案5ページになります。

6款商工費1項商工費を2,387万円減額し、7億794万5,000円に、それに伴いまして歳出合計を2,387万円減額し171億2,613万円とします。

次に、原案6ページ、第3条第3表地方債、起債の目的、過疎対策事業債を2,380万円減額し、28億5,750万円に、計29億6,190万円とします。

次のページをご覧ください。議案説明資料としまして、事項別明細書の修正箇所を記載しております。

まず、歳入でございます。

原案8ページ——当該事業は事業費2,387万円の財源として、主に過疎対策事業債を充てており、2,380万円と、過疎対策事業債で見ることのできない端数部分の7万円を、貯金である財政調整基金からの繰入金としています。

歳入につきまして、原案30ページ、18款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金1節財政調整基金繰入金のうち、財政調整基金繰入金を7万円減額し、19億690万5,000円とします。

次に、原案39ページ、21款町債1項町債6目過疎対策事業債1節過疎対策事業債のうち、観光施設改修整備事業分を2,380万円減額し、1億3,090万円とします。

次、歳出につきましては、原案では9ページでございますが——原案148ページ、6款商工費1項商工費3目観光費12節委託料のうち、観光交流センター整備にかかる測量・設計・監理業務分2,387万円を全額減額し、1億6,608万2,000円とします。

次のページをご覧ください。原案233ページになります。

地方債に関する調書のうち、過疎対策事業債の当該年度中起債見込額を2,380万円減額し、28億5,750万円とします。

最後のページに提案理由の概略をつけてございますので、こちらをご覧くださいながら説明を聞いていただけたらと思います。

本事業については、令和7年8月にはじめて議会として説明を受けてから、様々な場で議論を重ねてまいりました。その間、町長をはじめ執行部の皆様が、近隣住民への説明や関係団体への意見聴取など、様々な調整に取り組んでこられたことも伺っております。しかし、様々な角度か

ら考えたとき、今この予算をこのまま可決することが適切なのか疑問があり、一旦立ち止まるために減額修正をすべきと考えました。

その理由は、次の3つです。

1つ目に、今まさに観光ビジョンの策定が始まろうとしているところで、観光交流拠点の役割やあり方については、その中で位置付けられるべきものとする考えからです。町長は、観光交流センターの設置を合併以来、総合計画にも長年掲げてきた悲願と御説明されましたが、総合計画を読み返しますと、こちらで掲げてきたのは情報発信や案内の不足という課題意識と、情報発信の多様化、観光交流拠点の充実という方向性です。これまでの議論からも、どういう機能を持つ拠点を誰が担っていくのか、明確なビジョンが定まっていなかったことが伺えました。その後の運営や観光振興にどうつながるかが重要であり、そうした点も含めて、まさに観光ビジョンの中で整理していく必要があります。

2つ目に、執行部御自身が事業着手の前にすべきことがまだあると、慎重な姿勢をお示しだからです。本会議において、町長は質疑の中で、執行についてはこれから設置する観光振興ビジョン策定委員会の中でも意見を求めたい。現在の候補地が適地か、住民や議会に理解してもらえるのか、改めて議会とも協議したいと答弁されました。

また、財務課からも、この事業の方向性が定まるまで、土地の先行取得は行わないとの説明がございました。仮に、今が予算編成の段階であれば、執行部としてもこうした整理がつくまで一度立ち止まるという判断もあり得、予算計上は見送られていたのではないのでしょうか。立ち止まるために予算の修正、特に減額修正をすることは議会として当然のことであると、こちらの議員必携にも書かれてございます。可決した予算が適正に執行されることを監視することも議会の重要な役割ですが、実質的に執行を立ち止まるための体制を整えることも議会の役割の1つと考えます。

最後に、もう1点、住民の理解が十分に得られているとは言えない状況にあるからです。令和7年11月に地元説明会が開催されましたが、その後も近隣住民の方々から建設地変更を求める陳情や意見が届けられております。住環境への影響や、交通安全への懸念など、住民の不安は解消されておらず、より丁寧な説明と合意形成のプロセスが必要と考えます。

本修正は、観光にかかる情報発信や案内を強化するための観光交流拠点の充実そのものを否定するものではありません。観光ビジョンの策定過程において、拠点のあり方を十分に議論したうえで、改めて予算措置を講じることが適当と判断し、本修正を提案するものです。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

また、先ほど説明で参考資料として付けた明細書の中で、原案のページ数が少し間違ったところがありましたので、再度御確認をいただけたらと思います。

○議長（荒川 政義君） 提出者の説明が終わりましたので、今の修正動議についてはSide B o o k sの議会運営委員会、令和8年3月19日のフォルダに掲載しております。議員の皆様においてはご覧をいただきたいと思います。

暫時休憩します。

午前10時36分休憩

.....

午前10時51分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから議案第1号の修正案の質疑に入ります。

質疑はありませんか。吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） 提案理由は白鳥議員がつくられたものであるでしょうから、白鳥議員の理由は理解できました。これらに関することは後ほどの討論で述べさせていただきますので、ここはほかのお二人の観光交流センター建設に対するスタンスを伺っておきたいと思います。

まず、白鳥議員以外のお二人、そもそも観光交流センターというものの自体に反対の立場なのか、それとも現在の候補地に建設すること自体に反対の立場なのかをお聞かせ願いたい。

次に、本修正案は白鳥議員の提案するこの設計業務の2,387万円の減額のみでございますけれども、それ以外の一般会計予算については全く異議なしということなのか、この2点をまずお伺いいたします。

○議長（荒川 政義君） まず最初に、提出者の立場から、浅原議員より答弁をお願いします。

○議員（2番 浅原 賢潤君） 議席番号2番、浅原です。

私は、観光交流センターの建設自体は反対ではありません。現状での観光ビジョンが整理されていないこと、立地に関する住民合意が未整備なこと、町長自身が再検討の必要性を答弁されたという点から一般会計の予算に反対をしました。

以上です。（「三蒲……」「ちょっと待って、一度占部議員からも聞く」と呼ぶ者あり）

○議長（荒川 政義君） 占部議員。

○議員（1番 占部 智子君） 観光交流センターの建設自体に反対するものではありません。現在の候補地ということと、既存の施設の利用とかも含めて検討するべきだと思います。

それ以外の一般会計予算に関して異議はありません。（「浅原議員、ほかの一般会計予算についての答弁が抜けとった」と呼ぶ者あり）

○議長（荒川 政義君） 浅原議員。

○議員（2番 浅原 賢潤君） その他の一般会計予算は異議ありません。

以上です。（「三蒲について、反対なのか賛成なのか。場所についての御答弁をいただいてい

ない」と呼ぶ者あり)

○議長（荒川 政義君） 吉村議員、そのことをもう一度言ってください。（「1回目ということ
でいいですか」と呼ぶ者あり）はい、1回目です。吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） 三蒲に建設すること自体についての賛否を今伺っています。

○議長（荒川 政義君） 浅原議員。

○議員（2番 浅原 賢潤君） 三蒲自身、前回一般質問させていただいたときの交通安全の面だ
ったり、地域住民の方の理解を得られた場合は私はいいいと思います、その理解や安全性が確保
できない場合は反対です。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 占部議員。

○議員（1番 占部 智子君） 現在の候補地である三蒲については、交通安全の面とか住民の方
の不安があるということで、その辺の調整もまだということで、現在の候補地に建てることにつ
いては反対です。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） 交通安全対策が取れて、住民の皆さんの理解が得られれば三蒲
でオーケーだというのが浅原議員。

占部議員は、たしか以前、観光交流センターの建設に反対ですという発言をされていたと私は
記憶をしておりますが、これは討論の場での発言ではないので、質疑の中で出た発言でございま
すので、質疑では自身の意見を述べることはできないという会議規則がありますので、今日時点
でいただいたのが占部議員の意見だと理解をさせていただきます。

今定例会2日目に町長から、議会の了解がないまま進めるわけにいかない。あの土地が適地か、
住民や議会に理解してもらえるのか、土地の取得を含め、予算執行は議会と協議しながら進めて
いくと約束したいという御答弁がございました。あのまじめで誠実な町長が、私達にうそをつい
て、反対の声を押し切って強引に進めるようなことは、さらに議회를軽視するようなことは、ま
ず私はないと信じております。

これを踏まえて、浅原議員に伺いますが、令和8年3月5日の建設環境常任委員会で、浅原議
員は、先ほどの町長の答弁で間違いないのかと担当課に尋ねられました。そして、それ以上質疑
を続けることもなく、自身の意見をその場では、述べられることはございませんでした。

参考までに申し上げますと、会議規則第67条、委員会では自由に意見を述べることができ
ると定められております。

そして、建設環境常任委員会では一般会計予算に反対をされたようでございますけれども、討
論をされておられませんので、何についての反対なのかは誰にも分からない状況でございます。

この発言等々、過去の発言等々踏まえますと、動議をするまでは前向き——賛成の立場であるのではないかと、私は過去の発言等々でそのように理解をしておりますが、今回、この修正動議には発議者の1人として名を連ねられております。どうも私は筋が通らないと感じています。

賛成側の意思を示したまま、このような発議に名を連ねるということ、今後どちらからの信頼も失いかねないと私は感じるのですが、御自身はどのように思っておられるのかお伺いしたいと思います。

次に、占部議員にもお伺いいたします。

本予算の観光交流センター整備にかかる委託料以外全てについては、オールオーケーだという御答弁でございました。

所属されている政党では、交付金に頼らない、基地のない平和な岩国を目指し、交付金を前提とした予算編成ではなく、独自の地域振興策や基地の撤去を求める運動を続けていきますということが書かれていました。ホームページで確認しました。

この本予算には米空母艦載機部隊配備特別交付金関連の事業がいくつかあります。これに対する交付金もたくさん充てられておりますが、御党の方針と違うのではないかと私は感じましたが、大丈夫なのでしょうか。そこが心配なのでお伺いいたします。

○議長（荒川 政義君） 浅原議員。

○議員（2番 浅原 賢潤君） 令和8年3月5日に開催されました建設環境常任委員会で、私は手を挙げず反対の立場を取りました。

町長が議会と協議しながら進めると答弁されたことは私も重く受け止めております。その言葉を大切にすることこそ、当初予算として、設計業務費を計上したままにするのではなく、誰が見ても明確に立ち止まったと分かる状態にし、議論する環境を整えることが必要だと考えます。

予算が可決されれば、議会として、この場所、この事業にお墨つきを与えることとなります。その後、周防大島町観光振興ビジョン策定委員会や住民との協議の場で、やはり別の場所がよい、別の形がよいといった話が出たとしても、可決済みの予算が既成事実として重くのしかかると考えます。

様々な可能性がある中で、議論できる状況をつくるのが、より自由で建設的な検討につながり、執行部にとっても議会にとっても適切ではないかと考えます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 占部議員。

○議員（1番 占部 智子君） 基地に関する交付金ですけれども、交付金というものは、その地域に迷惑がかかっているから出されているものであると思っておりますので、それが使われることによって反対するということはありません。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） 今、浅原議員から町長の人格を否定するような発言がありました。（「そんなことはない」と呼ぶ者あり）可決したらお墨つきを与えて、町長が一方的にやってしまうと取られかねない——取られかねないです——発言に私は聞こえました。非常に残念でございます。

今の発言、そのまま議事録に残したままでよろしいか、これを最後に伺いまして私の質問を終わります。

○議長（荒川 政義君） 浅原議員。

○議員（2番 浅原 賢潤君） 町長の人格を否定したつもりではございません。町長は強制的にされるような方ではないと重々分かっておりますが、やはり立ち止まったという、明確な状態にできるということからの発言であります。

○議長（荒川 政義君） 占部議員、何かありませんか。（「はい、ありません」と呼ぶ者あり）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

以上で、各常任委員会の報告及び質疑並びに修正案に対しての質疑が終わりましたので、これから討論、採決に入ります。

議案第1号令和8年度周防大島町一般会計予算に対する修正案及び原案について、一括して討論を行います。

まず、原案に賛成する方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 次に、原案に反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 次に、修正案に反対討論はありませんか。吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） 修正案に反対の立場で討論をいたします。

私は町長の誠実な討論を信用しておりますが、町長の討論を信用していないかのような、言わば町長の人格を否定するような発言に私は正直驚いております。

そもそも、私は観光交流センターを建設すること自体には賛同しております。

今、この御時世に新たな箱物を建設することに否定的な御意見等もありますが、お隣の柳井市では、あれだけ物議を醸した図書館が成功しています。好事例もあります。インターネットの時代に、情報はいくらでも検索でき、手に入るということではありますが、図書館という紙媒体を扱うアナログ空間が成功しているようでございます。

道の駅サザンセットとうわに併設すればよいのではという意見もあるかもしれませんが、スマートフォンの位置情報による周防大島町内の観光客の行動データによりますと、道の駅サザンセットとうわのある東和地区に来られた観光客の72%が、その前後、ほかの地区には滞在しないというデータがございます。持続可能で魅力ある観光地域づくりを推進するためには、島全体への波及効果ができる、大島大橋に近い場所が私はよいと考えております。

町長は、新年度に入ったら観光振興ビジョン策定委員会を設置し御意見をいただき、令和8年6月の全員協議会で議会へ説明を行い、協議の場を設けたい趣旨の発言をされております。そして、予算執行は議会と協議しながら進めていくと約束したいと述べられました。

令和8年度中に各所に調整がつかましたら、この予算が必要となってまいります。

そして、町長は地域住民にも丁寧に向き合う姿勢を示されております。これほど丁寧な、議会軽視ではなく、議会重視の発言をされております。私には何の不満もありません。

修正案の提案理由の中に執行部の慎重な姿勢があげられておりました。その慎重な姿勢こそが、前町長から引き継がれた——まじめに、誠実に、地道に、謙虚に、そして確実にの姿勢であり、丁寧にこれ以上ない極めて誠実なことをする施政と全体がほどよく釣り合い、矛盾や衝突などがなく、バランスよくまとまっていることとする調和の心がけだと思っております。

私の賛同議員への質疑におきましても、私の脳みそでは理解できるものはありませんでした。

以上の理由から、修正案に反対をいたします。

最後に、この後の採決におきまして原案のとおり可決されたとしても、議会の意思表示が観光交流センターの建設地を現在の予定地に決定したというわけではございません。別の場所になった場合でもこの委託料が必要でありますということを申し上げ、私の討論といたします。

議員各位におかれましては、御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 次に、修正案に賛成討論はありますか。小田議員。

○議員（12番 小田 貞利君） この修正案に賛成いたします。

この観光交流センターの問題点は、1、現在、久賀にある観光案内所——ふるさと館の跡地利用が示されていないこと。今予算にも43万4,000円の借地料が計上されていますが、それを今後どうしていくのが示されていないこと。

2、財政破綻が目前に迫り、町長が、行政改革は喫緊の課題であり、痛みを伴う改革を必要とすると公言する中、何億円もかかる箱物行政を進めていくべきものかどうか、この点も問われることであります。

3、現予定地は、地元住民の理解が得られておらず、見通しの悪い場所であり、交通事故の不安が払拭されません。これが一番の問題点です。執行部の説明では、道路管理者、公安委員会等と協議し安全対策を実施予定、プロポーザルでデジタル技術等を活用した安全対策を実施予定と

なっていますが、これらのことで事故が減る効果は見込めますが、交通事故がなくなるとは考えられません。もし事故が起きた場合、町長はじめ全議員が総辞職してもその責任は決して賄えるものではありません。

以上の理由から、観光交流センター整備事業の委託料を減額修正する動議には賛成いたします。

議員各位におかれましては、人の命に関わる問題と捉えていただき、1度立ち止まって、深く再考をお願いしたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 次に、修正案に反対討論はありませんか。山根議員。

○議員（3番 山根 耕治君） 3番、山根耕治であります。今日は、反対の立場から討論いたしたいと思っております。

まず、観光交流センターの設置の意義です。その意義があるということはもう紛れもないことでありまして、あとはこれはいつどのように設置していくかという、それだけの話だと私は思っております。

もちろん、令和7年第3回定例会、そこで唐突に出てきたという、そういう印象は私も免れないものであります。もう少し最初の——初期の段階から議会なり、ほかの住民なりに説明があるべきではなかったか。それはそうであったと、後から振り返れば私もそう思います。

だからといって、全部立ち返って、これから観光ビジョンの策定から立ち返ってこれを進めていく、もう何年かかるか分からないという現実があります。

一つ一つ段階を踏んでやっていく、それは確かに正論であります。理想であります。しかしながら、私どもの目の前には冷たい現実というものが立ちはだかっているのであります。私どもにそんなに時間は残されていません。そのことを否定する方はここにはいらっしやらないと思います。

実際、これからネット社会というものがどんどん変化していく、AI需要というものがどんどん変わっていく、そういう中で、こういった1つの拠点をつくっていくということは大変重要なことであります。箱物批判というものもありますけれども、箱物が全部駄目と言ってしまったら、やはり世の中の発展はなくなるので、何でもかんでも造るのではなくて、きちんと理由を見極めて、必要なものはしっかりと予算をつけて造っていく、そういうことがこれから大事になってくるものであります。

実際、この予算が一部であっても修正を迫られ修正され、そして予算の変更があるとなったときの影響というものを考えられた方はいらっしやいますでしょうか。一部であっても、予算が修正されるということは大変な問題になります。というのは、周防大島町という町の進み方が一旦止まってしまうということです。

1万3,000人を乗せて航行しております周防大島丸——失礼しました。丸というのは男の

子につける名前で、牛若丸とか——ジェンダー的に問題がございますのでここは修正させていただいて、周防大島という船が進んでいる、これを一度止めると、そのことによる影響というものを考えたことはございますでしょうか。

一々は述べませんが、大変な影響がございます。まず、予算を組み替える。先ほどの議案の説明にもありました、修正動議の説明にもありましたけれども、ただ数字を書き換えるだけでは済まない。これだけたくさん項目を変更していかなければならない。それによって、いろいろな事業の遅れというものが生じる。巨大な船を一度止めるというものには大変なエネルギーがかかるものであります。そのエネルギーがかかって、一度止まったとしても、そこから振り落とされる人や物がたくさん出てくる。そういったものに果たして責任持てるのか。

私は、町長が議会の中でもおっしゃいました、今後は慎重な姿勢で進めていくと、きちんと議会にも住民にも説明を図りながら事業を進めていくと、そういう説明を聞きまして、そのやり方で進めていくのが問題ないのではないかと考えております。もちろん、最初のところはいろいろな掛け違いがあったのではないかと私も思っております。しかしながら、それだけのことで止めて大変な影響を残していくことが果たしていいことなのかどうか。

いろいろな理想ですとか、それから正論というものがあります。そういったものはおおむね熱いものであります。しかしながら、私どもの目の前にある現実というものは冷徹なものであります。その理想だったり正論だったりという、そういう熱いものと、この現実という冷たいものをどうすり合わせていくか、それが私どもに求められているところだと私は思います。その中で、やはりこれは現実と理想をすり合わせながら進めていくしかないのではないかと、そういうのが私の意見でございます。

議員諸賢におかれましては、何とぞそういったことも御考慮のうえ、懸命なる御判断を下されるようお願い申し上げます、私の反対討論を終わります。ありがとうございました。（「議長、ちょっといいですか。ちょっと休憩を」と呼ぶ者あり）

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前11時18分休憩

.....

午前11時30分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

討論の途中でございますが、ただいま本会議中に、周防大島町議会におけるタブレット端末の使用の取り決めの中にあるタブレットの会議中の使用制限に反し、通信をされているのではないかとこの疑惑がございまして、今、確認をいたしました。

白鳥議員から説明をお願いいたしたいと思っております。白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） このたび、会議の申合せ、取り決めに認識が十分できておらず、違反したことを大変反省しております。以後、このようなことがないように努めます。申し訳ございませんでした。

○議長（荒川 政義君） 議員各位におかれましても、タブレット等、個人的な通信に使わないようにひとつよろしくお願ひ申し上げます。

次に、修正案に賛成討論はありませんか。浅原議員。

○議員（2番 浅原 賢潤君） 修正案に賛成の立場で討論をさせていただきます。

私も観光振興は重要だとは、考えております。だからこそ、観光ビジョンの検討が始まろうとしている今、その議論と切り離して施設整備を先行させることに疑問を持っています。観光振興を進めるためにも、まず役割と戦略を整理し、その上で必要な施設を判断する、この順序を守ることが、結果として観光振興を確かなものにすると思います。

以上、賛成の立場で討論させていただきました。よろしくお願ひします。

○議長（荒川 政義君） 次に、修正案に反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。

はじめに、議案第1号令和8年度周防大島町一般会計予算に対する修正案について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立少数であります。よって、修正案は否決されました。

次に、議案第1号令和8年度周防大島町一般会計予算の原案について、採決を行います。本案に対する各常任委員会の委員長報告は可決とすべきものです。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第2号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議案第2号令和8年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算について、委員長報告は可決とすべきものです。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議がありますので、挙手により採決します。議案第2号令和8年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（荒川 政義君） 挙手多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。次に、議案第3号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

議案第3号令和8年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計予算について、委員長報告は可決とすべきものです。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議がありますので、挙手により採決します。議案第3号令和8年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（荒川 政義君） 挙手多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。議案第4号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

議案第4号令和8年度周防大島町介護保険事業特別会計予算について、委員長報告は可決とすべきものです。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議がありますので、挙手により採決します。議案第4号令和8年度周防大島町介護保険事業特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（荒川 政義君） 挙手多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。議案第5号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

議案第5号令和8年度周防大島町渡船事業特別会計予算について、委員長報告は可決とすべきものです。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第6号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

議案第6号令和8年度周防大島町下水道事業特別会計予算について、委員長報告は可決とすべきものです。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議がありますので、挙手により採決します。議案第6号令和8年度周防大島町下水道事業特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（荒川 政義君） 挙手多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第7号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

議案第7号令和8年度周防大島町病院事業特別会計予算について、委員長報告は可決とすべきものです。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議がありますので、挙手により採決します。議案第7号令和8年度周防大島町病院事業特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（荒川 政義君） 挙手多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8. 議案第15号

日程第9. 議案第16号

日程第10. 議案第17号

日程第11. 議案第18号

日程第12. 議案第19号

日程第13. 議案第20号

日程第14. 議案第21号

日程第15. 議案第22号

日程第16. 議案第23号

○議長（荒川 政義君） 日程第8、議案第15号周防大島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてから、日程第16、議案第23号周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正についてまでの9議案を一括上程し、これを議題とします。

議案に対する質疑は3月3日の本会議で終了しておりますので、これより討論、採決に入ります。

議案第15号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

議案第15号周防大島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第16号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

議案第16号周防大島高等学校通学支援費給付基金条例の一部改正について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第17号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

議案第17号周防大島町国民健康保険税条例の一部改正について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第18号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

議案第18号周防大島町スクールバス条例の一部改正について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第19号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

議案第19号周防大島町地区体育館設置条例の一部改正について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議がありますので、挙手により採決します。議案第19号周防大島町地区体育館設置条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（荒川 政義君） 挙手多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第20号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

議案第20号周防大島町火入れに関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第21号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

議案第21号周防大島町宮橋駐車場条例の一部改正について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第22号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

議案第22号周防大島町若者定住促進住宅条例の一部改正について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第23号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

議案第23号周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17. 議案第24号

日程第18. 議案第25号

○議長（荒川 政義君） 日程第17、議案第24号財産の無償貸付けについて（旧和田小学校用地・建物等）と日程第18、議案第25号財産の無償貸付けについて（旧椋野小学校用地・建物等）の2議案を一括上程し、これを議題とします。

議案に対する質疑は3月3日の本会議で終了しておりますので、これより討論、採決に入ります。

議案第24号、討論はありませんか。白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） 議席番号7番、白鳥法子です。本議案に対しまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

旧和田小学校がはじめて無償での貸与の契約がされてから10年がたちました。これまで雇用も10人以上、10年間継続いただいております、ありがたい話だと感じております。

さらに、また今後10年も、ここをオフィスの1つとして活用いただける方向ということで、既に10年たっており、地元の一事業所として確固たる存在になっているのだと感じております。

ただ、町として、相手方と交渉もせず、これまでどおり光熱水費の2割を町が負担するという契約を結ぼうとしていることにやや懸念を感じます。この契約は、今後10年間継続するものとなります。

予算書では、旧和田小学校施設経費負担金、こちらは諸収入の雑入として計上されておりますが、これは旧和田小学校での民間事業者の事業活動で消費する光熱水費を町がまず全額支払い、その8割を事業者から負担金という形でいただいているということになります。来年度の予算額

でいきますと126万6,000円なので、町の負担は31万7,000円程度になるかと試算しております。この額は果たして事業者には負担できない金額なのでしょうか。

こちらの事業者と本議案にあるように契約することには賛成いたしますが、契約は議会を通過してからになると認識しております。難しいかとは思いますが、町のスタンスとして、契約内容の相談をぜひ、事業者側としてみていただきたい。

こちらの提案を添えて、賛成討論とさせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 次に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。議案第24号財産の無償貸付けについて（旧和田小学校用地・建物等）原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第25号、討論はありませんか。白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） 議席番号7番、白鳥法子です。本議案に対しまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

これまで民間事業者等に無償貸与する廃校などの利用していない公共施設の活用において、貸与中の器物破損の修繕を町が一部負担する、事業するにあたり国の補助金を町の負担も乗せて支出し、その成果がまだ十分確認できていない、また貸与前の施設のインフラ設備の不具合を町が負担して修繕したうえ無償で貸与するなど、振り返ってみれば、無償で貸与するうえに、町が金銭的負担をするという結果になっている未利用施設の活用事業が散見されております。

その反省を踏まえてということだと思いますが、このたびの旧椋野小学校の無償貸与につきましては、上下水道、電気といったインフラ施設の修繕は、貸与後、相手方が負担して行う。また、予定している目的以外に利用した場合や10年の契約の途中で撤退した場合、第三者に施設を利用させた場合の違約金の設定、会社自体を第三者に売り渡すことの禁止を今後契約に入れていくという説明がございました。

また、契約後、施設利用がなかなか進まないということもこれまでの事例から懸念されることから、事業の進捗状況を確認することの必要性を問うたところ、契約の中で条件付けることを検討するという回答をいただきました。

こちらの活用事業につきましては、事業者の自己資金はほとんどなく、アメリカ市場での資金

調達を目指すという説明に、検討の委員会でも懸念が示されていたといひます。

しかし、質疑の中で教育委員会から、チャレンジングな事業の進め方を本町で行っていただき、本町の子どもや大人も含めた学びとしたいというお考えが述べられました。必ず成功する事業というものはないと考えております。ただ、その確率が高いか低いかということは事前にはなかなか分かりかねるところです。そういう視点で考えてはいるけれども、採択したという意見も聞きました。

また、棕野地区の住人の方に意見を聞きましたところ、小学校も廃校になってから長く、JAもなくなり、役場の出張所もなくなっていく中、集落の中に事業者が入って動きが出ることはうれしいという意見を伺いました。ただ、どんなことをしているのか、機会を捉えて周辺にも教えてほしいとの意見もございました。

今回の事業は、スタート時の従業員の方々が外国人ということが想定されていると伺いました。役場と自治会が連携し、地域とのコミュニケーションの橋渡しや生活情報の支援、移住者としての住居探しへの協力などが、地域と亀裂を生むのではなく、地域と共にある事業者になっていくことにとって、とても重要になってくると思ひます。

事業の進捗につきましても、貸主として積極的に把握し、相手方に任せるのではなく、地域にうわさが先に流れるのではなく、自治会などと情報共有をしていくことに御配慮いただきたいと思ひます。

以上で賛成の討論を終わります。

○議長（荒川 政義君） 次に、反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第25号財産の無償貸付けについて（旧棕野小学校用地・建物等）原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19. 議案第26号

○議長（荒川 政義君） 日程第19、議案第26号周防大島町過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題とします。

議案に対する質疑は3月3日の本会議で終了しておりますので、これより討論、採決に入ります。

す。

議案第26号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

議案第26号周防大島町過疎地域持続的発展計画の策定について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20. 議案第27号

日程第21. 議案第28号

日程第22. 議案第29号

日程第23. 議案第30号

日程第24. 議案第31号

日程第25. 議案第32号

日程第26. 議案第33号

日程第27. 議案第34号

日程第28. 議案第35号

日程第29. 議案第36号

○議長（荒川 政義君） 日程第20、議案第27号屋代山泉センターの指定管理者の指定についてから、日程第29、議案第36号鹿家地区農事集会所の指定管理者の指定についてまでの10議案を一括上程し、これを議題とします。

議案に対する質疑は3月3日の本会議で終了しておりますので、これより討論、採決に入ります。

議案第27号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

議案第27号屋代山泉センターの指定管理者の指定について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第28号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

議案第28号神領コミュニティセンターの指定管理者の指定について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第29号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

議案第29号小松コミュニティセンターの指定管理者の指定について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第30号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

議案第30号油宇集会施設の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議がありますので、挙手により採決します。議案第30号油宇集会施設の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（荒川 政義君） 挙手多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第31号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

議案第31号小泊集会施設の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議がありますので、挙手により採決します。議案第31号小泊集会施設の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（荒川 政義君） 挙手多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第32号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

議案第32号周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第33号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

議案第33号周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第34号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

議案第34号安高地区農事集会所の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第35号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

議案第35号正分地区農事集会所の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第36号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

議案第36号鹿家地区農事集会所の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第30. 報告第1号

日程第31. 報告第2号

○議長（荒川 政義君） 日程第30、報告第1号専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）と日程第31、報告第2号専決処分の報告について（変更契約、法第180条関係）執行部の報告を求めます。木谷総務部長。

○総務部長（木谷 学君） 報告第1号専決処分について御報告申し上げます。

令和7年9月24日に周防大島町大字久賀において発生した事故による和解及び損害賠償の額を定めることについて、令和8年3月7日に地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分により処理させていただきましたので、同法同条第2項の規定により議会へ報告するものでございます。

この事故は、周防大島町大字久賀4791番地道路上において、久賀学校給食センターの給食配送車が対向車をよけるため車輛を道路左端へ寄せた際に、荷台を相手方宅の屋根に衝突させて雨どい等を破損させたものでございます。

なお、本件事故にかかる和解につきましては、相手方と町の過失割合がゼロ対10であることを確認し、町が相手方へ19万8,330円を賠償したものでございます。

賠償額は既に、一般財団法人全国自治協会から令和8年3月11日に全額支払われましたので、あわせて御報告させていただきます。

続きまして、報告第2号専決処分の報告について（変更契約、法第180条関係）令和7年度若者定住促進住宅明新住宅（第4期）建築工事につきましては、令和7年9月12日に平川建設株式会社と仮契約を締結し、令和7年第3回定例会において御議決を賜り、令和7年9月19日に本契約とし工事を施工しております。

工事施工にあたり、現場に隣接する私有地の使用許可をいただき、安全に配慮すべく、その私有地部分まで仮囲いを延長したことと、整理、清掃、後片づけの面積を修正したことにより請負代金を増額することが必要となりました。

つきましては、原契約の工事請負代金1億3,387万円に96万300円を増額した1億3,483万300円とする請負変更契約について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき令和8年3月16日に専決処分をさせていただきましたので、同法同条第2項の規定に基づき

御報告いたします。

○議長（荒川 政義君） 以上で執行部の報告を終了します。

暫時休憩します。

午後0時03分休憩

.....

午後0時10分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第32、議案第37号

○議長（荒川 政義君） 日程第32、議案第37号令和7年度周防大島町一般会計補正予算（第8号）を上程し、これを議題とします。

執行部の説明を求めます。木谷総務部長。

○総務部長（木谷 学君） 議案第37号令和7年度周防大島町一般会計補正予算（第8号）につきまして提案理由を説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条におきまして、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することのできる繰越明許費の限度額について、2ページの第1表のとおり、合計4億6,946万1,000円と定めるものでございます。

現金給付や商品券配付を行います物価高騰対応重点支援生活応援関連事業のほか、久賀支所管理経費における久賀庁舎照明LED化事業、漁港施設関連事業、小学校及び中学校施設改修事業など、年度内の完了が困難となりました事業につきまして、関係機関と協議のうえ、翌年度に繰り越すものでございます。

以上が議案第37号令和7年度周防大島町一般会計補正予算（第8号）についての概要でございます。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

議案第37号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第37号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

議案第37号令和7年度周防大島町一般会計補正予算（第8号）について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第33. 議案第38号

○議長（荒川 政義君） 日程第33、議案第38号令和7年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第4号）を上程し、これを議題とします。

執行部の説明を求めます。松村産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（松村 浩君） 議案第38号令和7年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第4号）につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

追加補正予算書の3ページをお願いいたします。

第1条におきまして、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる繰越明許費の限度額について、4ページの第1表のとおり、前島航路運航経費1,169万2,000円及び情島航路運航経費3,180万円と定めるものでございます。

これは、前島浮栈橋改修工事及び情島浮栈橋更新工事において、年度内の完了が困難となりましたことから、関係機関と協議のうえ翌年度に繰り越すものであります。

以上が議案第38号令和7年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第4号）についての概要でございます。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の御説明を終わります。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

議案第38号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論、採決に入ります。

議案第38号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

議案第38号令和7年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第4号）について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第34. 請願第1号

○議長（荒川 政義君） 日程第34、請願第1号上関中間貯蔵施設の建設に関する住民説明会と、パブリックコメントや住民アンケート実施を求める請願書を議題とします。

令和7年第2回定例会において付託されました本案件について、委員会審査報告書が提出されておりますので、議会運営委員会委員長より審査報告を求めます。吉村議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（吉村 忍君） それでは、令和7年第2回定例会におきまして、本委員会に付託されました請願第1号上関中間貯蔵施設の建設に関する住民説明会と、パブリックコメントや住民アンケート実施を求める請願書について、議会運営委員会を代表いたしまして、審査の経過並びに結果について報告させていただきます。

まず、請願の要旨といたしましては、上関中間貯蔵施設建設計画に関する早期の住民説明会の開催を求めること、そして、住民説明会の後、パブリックコメントや住民アンケート実施等で町民の意見を聞く機会を求めると記載されております。

本委員会では、令和7年5月19日付で提出された請願第1号について、令和7年第2回定例会、第3回定例会及び第4回定例会におきまして、継続審査とし、慎重に審議を重ねた結果、お手元に配付しております委員会の審査報告書のとおり、不採択とすべきものと決定をいたしました。

それでは、審査の経過について申し上げます。

まず、令和7年第2回定例会におきまして、請願の紹介議員から説明をいただき質疑を行いました。その後、令和7年11月21日開催の本委員会では、請願者の方から説明をいただき、その説明に対して紹介議員の意見を聞くため、令和7年12月12日に本委員会を開催いたしました。令和8年3月4日本会議終了後、本委員会を開催し、請願第1号につきまして討論、採決を行いました。

討論では、委員より、町や議会主導ではなく、国や事業者が主になって行うべきと考えている。

また、紹介議員が中間貯蔵施設の建設に反対との発言をされたが、明確に建設反対を述べられる方がニュートラルな立場で推進・反対両方の説明会を求めることに違和感がある。

事業者からの説明や今後のスケジュールなども示されていない中で、この説明会を開催することは時期尚早であり、現段階で説明会を実施することで賛成・反対、これを論ずることによって、町民の不必要な分断を招くのではないかと懸念している。

国、事業者の判断、あわせて近隣市町の動向をしっかりと注視しながら慎重に対応すべき案件

であると考えており、本請願に対して反対するとの御意見がありました。

ほかに討論はなく、採決の結果、本件は賛成なしで不採択とすべきものと決定をいたしました。

以上が、本委員会に付託されました請願に対する審査の経過並びに結果の報告とさせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりましたので、これから質疑に入ります。議会運営委員会委員長に対する質疑はありませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 2点ほどお尋ねをいたします。委員会全体を通してこの請願に対して肯定的な意見があったのか、なかったのか。次に、審議において、この住民説明会やアンケートの実施など、この中身の具体的な方法等についての議論等がありましたでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 吉村議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（吉村 忍君） 御質問ありがとうございます。肯定的な意見があったかどうかということですが、討論の中で肯定的な意見はありませんでした。

それから、紹介議員に対する質疑の中で、説明会の内容等、講師等についての御質問自体はございましたけれども、委員間の議論では本請願を採択するか否かについての議論を行いましたので、お尋ねの件に対しての議論はありません。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結いたします。

議会運営委員長、お疲れさまでした。

これより、討論、採決に入ります。

討論はありませんか。占部議員。

○議員（1番 占部 智子君） 議会運営委員会ではこの請願は不採択となりましたが、その理由は、施設の計画や今後のスケジュールが示されない中での説明会開催は時期尚早、国や事業者の判断、近隣市町の動向を注視しながら対応すべきというものでした。施設の計画や今後のスケジュールが示されない中と言われますが、関西電力株式会社の当初の計画では、中間貯蔵施設に2,000トンの使用済み核燃料を貯蔵すると想定していました。これは広島に落とされた原爆の死の灰6万発分に相当します。この事業が規模より小さいものが出されたとしても、危険であることに何ら変わりはありません。スケジュールは示されてからでは遅いと思います。それは、この計画が出されたとき、非常に短時間で調査の受入れを決定した、その決め方を振り返れば明らかだと思います。

それゆえに、一刻も早く推進、反対の両方の立場の専門家を招いて、住民説明会を開催してい

ただき、町民の方に時間をかけてじっくりと考えていただいたうえで住民アンケートやパブリックコメントの実施をしていただきたいのです。

国は推進の立場です。事業者は立地可能と判断しています。中国電力株式会社のお知らせには燃料を再利用することを基本方針としていますが、再処理工場は着工から30年以上経っても完成しないという事実だけでも核燃料サイクルは行き詰まっていると思います。トイレなきマンションと言われる所以です。近隣市町の動向を注意しながら対応すべきと言われるかもしれませんが、周防大島町民の安全安心を考えるなら、万が一の時、大島大橋を使って避難しなければならないこと。今回、西方に活断層——産業技術総合研究所の方にお伺いしたら、断層ではなく活断層だと答えておられました。その活断層が見つかったことなど、周防大島町には特殊な事情があります。

1市3町の先頭に立って説明会を開催し、パブリックコメントやアンケートを実施していただきたいと思います。何とぞ、慎重な御判断をよろしくお願いします。

○議長（荒川 政義君） 次に、請願を採択することに反対討論はありませんか。尾元議員。

○議員（13番 尾元 武君） 議席番号13番、尾元武です。請願第1号上関中間貯蔵施設の建設に関する住民説明会と、パブリックコメントや住民アンケート実施を求める請願書について、私は不採択の立場で討論をさせていただきます。

先ほどから議会運営委員会での状況を踏まえて、いろいろ述べられた吉村議会運営委員長の言葉とただただ重なる部分もありますけれども、改めて痛感するところがありましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

当請願書は令和7年5月19日付で提出され、議会運営委員会に付託されました。その後、6月、9月、12月の定例会ごとに慎重に継続審議されています。私自身、関心事であるところから、傍聴に足を運び、また議事録等にも目を通したところでもあります。

その結果、まず第一に、本町の施政についての町長の見解は、一貫して国や事業者に対して説明責任を求めるといふものであります。そして、1市3町の首長が会議を開き、足並みをそろえて対応していこうというものであります。

私はこのスタンスはやはり崩すべきではないと思っております。そして、町や議会が指導ではなく国や事業者から規模、計画、そして安全性をも含めて、確実な情報を得てこそ判断の材料になるのではないのでしょうか。

加えて、同僚議員からこのたびの請願の紹介議員と質疑を行った際には、明確に中間貯蔵施設の建設に反対という旨の発言があったとお聞きしております。また、令和7年11月21日議会運営委員会での請願者からの説明におきましても、私達請願者は改めて申し上げるまでもなく、上関町への中間貯蔵施設建設に反対しています。ですが、本請願の内容につきましては中立性を

保つように配慮したつもりですとの発言がありました。

こうした状況から察するところ、やはりなかなかニュートラルな立場での推進派、反対派双方の意見を、説明会を実施していくということは無理があるのではないかと感じざるを得なかったところであります。

結論といたしまして、事業者からの説明や今後のスケジュール等も示されていないという現段階で、説明会を開催することはやはり時期尚早であり、かつ、賛成、反対を論ずることによりまして、町民の不必要な分断を招きかねないということには、私も全く同感するところであります。国、事業者の説明責任を、そしてあわせて、建設予定地上関町及び近隣市町の動向を注視しながら、慎重に対応すべきであるというのが私の見解であります。

議員各位におかれましては、何とぞ、御理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上、本請願の採択に対する私の反対討論とさせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はありますか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 請願第1号につきまして、賛成の立場で討論をいたします。

まず、議会運営委員会におかれましては、審議の過程において、請願者及び紹介議員の陳述の機会を設けていただきまして、御配慮に感謝申し上げます。

さて、この請願は町民の方が周防大島町による中立的な立場からの住民説明会の開催を町に対して求めたものでありまして、申し上げるまでもなく、憲法第16条が定めます請願権に基づいて、制度として紹介議員をもって本町議会議長に対して願い出たものでありますので、執行権を持たない議会に対して説明会の開催やアンケートの実施などを求めたものではありませんので、周防大島町に対する住民の切なる願いである本件請願を、住民の代表である議会が10か月間もの審議期間を経たとはいえ、実質的に拒否をすることには大きな疑問が残ります。

ここで、地方自治法第125条におきましては、普通地方公共団体の議会はその採択した請願で当該普通地方公共団体の長などにおいて措置することが適当と認めるものは、地方公共団体の長などにこれを送付することができると規定されておりますが、それにもかかわらず長に送付するという判断の前に、委員会において不採択という判断がされたということは、本件請願においては、付託された委員会において、本件請願の内容を長が措置することを適当と認めるか否かの判断以前に、請願行為自体が認められないと判断されたと言わざるを得ないものであります。

言うまでもありませんが、請願権は公の機関に対し、適法な請願、すなわち希望の陳述を受理するよう求める権利でありまして、請願の内容について真理を求め、法的な効果を持つ判定を求めることまでは含まないものではありませんが、平成24年の名古屋高等裁判所の判決によりまして、請願権が国民の政治参加のための重要な権利であって、将来の請願行為をしにくくすることや請願をした者を萎縮させることは許されず、請願権の制約にはその目的の正当性や手段の相当

性について厳格な審査を受け、その要件を満たすことが必要であると判示されております。

もちろんこの判決は、地方公共団体の職員が請願者に対して萎縮効果を与えたという事例でありますので、本件請願に直接的にあてはまるものでないことは申し添えておきますが、請願権は憲法で定められた基本的人権でありますので、請願者に対して萎縮効果をもたらすようなことは慎まなければならないという趣旨をまず述べさせていただきます。

ここで、御承知のことではありますが、請願は住民自治の立場から住民の代表機関である議会に対して請願を通して住民の意思を反映させ、議会の意思によって住民の願望である請願の趣旨の実現に努めさせるものでありまして、要するに、不適正な請願でない限り、住民の請願内容を後押しする役割が議会にあるということでありまして、あくまでも請願の内容を実現するのは議会ではなく、地方公共団体である周防大島町であることは言うに及ばないことであります。

請願の内容が妥当性や実現可能性に明らかに抵触したものでない以上、住民の代表として住民の願いである請願をできるだけ実現させるべく、公益的かつ公平な観点から、住民の願いに寄り添い、尽力すべき立場にあると考えられます。

令和7年6月に付託された後、議会運営委員会における審議を経て、今回の不採択という判断は、委員会の結論としては事実として受け止めざるを得ないものでありますが、本件請願に対する委員会の不採択理由が時期尚早ということである一方で、各委員におかれましては、当初より請願に対して肯定的な意見がなかったということであれば、委員会の中で議論が分かれたわけでもなく、また、説明会の開催やアンケートの実施など請願の内容を実現するための具体的方策などについて審議したものでないのであれば、請願者や紹介議員の陳述の機会を得たとはいえ、約10か月間の期間を要する必要もなかったのではないかという印象を受けますし、その結果として、報告されたように、国や事業者や近隣市町の動向を注視しながら対応すべきというのであれば、なおさらであると言えます。

国の動向という面で申し上げれば、今月末に防衛省が熊本市に配備する長射程ミサイルにつきましても、国が住民の不安払拭より、ミサイルによる抑止力のほうが重要だと言ったように、国の動向に委ねていけば、自治体への配慮や住民への説明に真摯に向き合わないまま国や事業者によって一方的に事業が進められ、住民の私見はないがしろにされないということは事実が証明していることでもありますし、本件請願者はまさにそうしたことを懸念しているということでもあります。

すなわち、国や事業者が近隣市町に追随するという基本姿勢がある限り、この町の未来を憂い、事業が始まる前に少しでも早く町民の議論喚起が必要であるという藁をも掴む思いで住民の代表たる議会を頼ったものであるにもかかわらず、結果として、もはや上関町の間蔵貯蔵施設計画については、事業計画が明らかになるとき、すなわち実質的に事業がスタートするという既成事実

ができるまでは、請願をしても無駄であるという無力感を住民に与えかねず、それは、ひいては先に述べたような今後の請願に対する萎縮効果につながりかねないものであるとも指摘をしておきます。

そして、このことはすなわち、事業がスタートし、実質的に事業を止めることができなくなるまで、住民には適切な情報が与えられないということでもありまして、計画が明らかになったときには時既に遅し、仮に本町住民の大多数が反対しようとも本町の民意は葬り去られるという危険性もあり、民主主義の根幹を崩壊させることにもなりかねないものであります。

一方で、町長は2年半前の令和5年第3回定例会におきまして、住民の不安を解消するために、国なり電気事業者に対して説明会の開催を求めたいとされておられまして、上関町の中間貯蔵施設建設について、周防大島町として賛否の意思を表明していない段階において、少なくとも住民説明会の開催ということ自体、そして何より住民の不安払拭については肯定的な見解を明らかにされているものでありますので、推進側と言わざるを得ない国や電力事業者による説明会と推進反対両面からの説明会という違いはあるものの、住民説明会の開催が必要であるという点におきましては、さらには住民の不安払拭という点におきましては、請願者と町長は思いを共有しているものと言えるものであります。

折しも平生町長は、1市3町での共同シンポジウムの提案を先日の町議会で表明しておられ、シンポジウムとはすなわち公開討論会であり、ある1つのテーマに対して複数の有識者が異なる観点から一般聴衆者の前で発表、議論、質疑、応答等を行うイベントでありまして、本件請願の住民説明会とは言葉こそ違えど、中立的な立場からの情報提供を求める趣旨とは一致しているものと言えますが、果たして藤本町長がこの平生町長の提案を受け入れるのかどうかは不明であります。本件請願を町に送付することはある意味絶好のタイミングであるとも言えるものでもあります。

もとより、請願者は強い反対の意思を持っているにもかかわらず、その思いに蓋をして、あくまでも公益的観点から中立的立場を保持したうえで中間貯蔵施設に対して町民が確かな情報をもとに判断するための住民説明会の開催を求めようとするものでありまして、議会の反対決議を求めるものでもなければ、町長に反対の意思表示を促すものでもなく、住民に正しい情報を提供し、住民の声を聞いてもらいたいという内容でありまして、この町の将来を左右する重大な局面にあつて、積極的に住民参加を進めることは避けて通れないプロセスであると言えます。その端緒となるべき本請願について、住民の代表である議会が否定をすることは、この町の方針に最終的責任を負うべき町長の意向とも矛盾する可能性もあり、少なくとも住民説明会の開催という面においては、町長が実行すると公言していることを議会が否定することは現段階においては非常に違和感のある行為であると言っても過言ではないと受け止めております。

南海トラフ巨大地震はもとより、この中間貯蔵施設予定地のすぐそばを走る防予諸島断層帯（仮称）はマグニチュード7以上の地震がいつ起きてもおかしくないとされているものでありまして、この事実を目を背けることはできないものと言わざるを得ません。

15年前の東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故により、毎日平均約60トンの汚染水が発生し、総量880トンとされる燃料デブリの取り出しはこの2年で僅か0.9グラムと、今後も核燃料が放置された状態が半永久的に続くと考えざるを得ないような悲惨な状況にあります。こうして、原子力施設がふるさとを根こそぎ奪い取ってしまう取り返しのつかない悲劇を生む危険性をはらんでいることは、この福島の事故で証明されているものでありますし、そもそも福島第一原子力発電所の事故により、原子力発電の安全神話は崩れ去ったことにより人間が唱える安全などという言葉は何ら根拠を持たず、中間貯蔵施設が安全であるということなど全く説得力を持たないものと言えまして、この原子力施設に関するリスクは決して中間貯蔵施設の設置自治体である上関町だけの問題でないことも明らかでありまして、本町として決して静観できる問題でないことは言うまでもないことであります。

また、福島第一原子力発電所の周辺13市町村では、避難先などに住民票を移した後も元の自治体と関係を維持できる特定住所移転者の登録が年々増えており、当然のことではありますが、ふるさととの関係を捨て切れぬ思いを持ち続けるということの証明でもあります。それほど、ふるさとへの思いというもの大切なものであるということでもありますし、普通の暮らしがどれほど幸せなことなのかは言うまでもありませんが、地震の被害から復興することはできても、原子力発電の被害からは生涯復興することはかなわないものであることは、この福島の事故が証明しているものでありまして、この町の住民にも同じような思いをもたらせる可能性、リスクのあることでもありますので、地方自治体の使命ともいえる住民の安心安全を守るために危険を予防、回避するという観点から、そして普通の暮らしを守るという観点から、極めて慎重で重層的な対応が求められることであると言えるものであります。

さらに、浜岡原子力発電所データ不正問題に見られるように、地震データを捏造してまで事業を進めようとする電力事業者の信用は地に落ちているとしか言いようがありませんので、そのような信用を失墜した電力事業者からいくら説明を受けたとしても、その説明を鵜呑みにすることなどできない相談であると言わざるを得ないものでありまして、だからこそ本件請願は、町民に対して中立的な立場からの正しい情報提供が必要であると申し上げているものであります。

なぜ関西電力株式会社のごみを上関町が受け入れる必要があるのか、なぜ高いリスクを犯してまで核物質を上関町まで長距離輸送しなければならないのか、なぜあえて断層の側らの上関町に建設しなければならないのか、なぜ観光・移住定住政策を進める本町に悪影響を与える懸念があるのに、上関町の計画に対して黙って指をくわえて見ていなければならないのか。この広域連携

の時代にあって、自分の住む町の振興のことだけを考え、周辺自治体への配慮を欠く上関町の判断に、なぜ周辺市町がその弊害を莞爾し、我が町の未来を左右されなければならないのか。あげればきりがないうような素朴な疑問に答えられない、答えようもしない上関町の間接貯蔵施設建設計画は、今後必ず将来の長きにわたり禍根を残す問題として、決して先送りや無関心を装えるような軽々な問題ではなく、できるだけ早期に町をあげた住民の議論の喚起が不可欠であり、不正確な情報や根拠のない憶測などによる町民の無用な混乱や分断を生まないためにも、今は時期尚早などといって黙って状況を静観し、様子を見ている段階では既になく、この町の将来に対して果たすべき責任を果たし、あらゆる手を尽くして為すべきことを為し、考え抜き、議論し、行動することが今を生きる我々の責任であるものとも言え、そのために町が確固たる中立的立場を維持しつつ、イニシアティブをとるべき問題であり、そのための端緒となり得る本件請願を不採択にする理由は全く存在せず、本件請願を採択すべきであると申し上げまして、賛成討論とさせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 次に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はありませんか。白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） 議席番号7番、白鳥法子です。私はこの請願の紹介議員でもあり、この請願を採択すべきという立場で賛成討論をさせていただきます。

先ほど、議会運営委員会での検討結果やこの請願を採択すべきではないという立場の議員の方からの討論を伺った中で、そもそも提案者、また紹介議員が反対の立場であるにもかかわらず、ニュートラルな説明を求めることに違和感があるということをおっしゃっておられました。なぜ違和感を感じるのか。そこを深掘りして考えてみていただきたいと思います。

反対活動を簡単に進めようと思えば、自分達がそういう学びの場をつくり、アンケートをとり、民意を確認していくという手段もとれます。なぜそれをせずに、採択されるかどうか分からない中で願いを込めて町として賛成、反対、慎重、様々な立場の専門家からの説明を町民に提供いただき、町民が考える材料をもらったうえで、反対なのか、容認なのか、判断する機会をとってほしいという願いを出したのか。それは、先ほどから反対討論の中でも述べられていたような、むやみに住民の間の対立を煽ることがないようにしっかりと考えたうえで議論をするためでございます。

議論は大いに必要なことです。特に暮らしや将来世代にも関わるようなことについては、議論を避け、気がついたら決まっていたというような、よくあるような状態は避けるべきです。今回請願をされる方々の紹介議員となった決定的なところは、その部分でございます。この議論が出てからもう数年が経ちます。当初は住民の間でも様々なところで話題のネタに上がってまいりま

した。最近では、そういう話をする機会もめっきり減っているというのが現状でございます。そんな中で、突然計画が確定したことが発表されたときに、知らなかった、間に合わなかった、そういう思いをする町民が出てくることに大変懸念をしております。

町長の見解は、国や事業者の説明責任を求めるといふもの。1市3町が会議を開き、足並みをそろえるといふもの。それでは、国や事業者の説明責任をこれまでどのぐらい求めてこられたのでしょうか。また、1市3町で協議をする際、町長の意思決定の判断材料になるといえる町民の意見をどのように汲み取られるのでしょうか。1市3町での会議にあたり、どのように周防大島町としてリーダーシップを取られるのでしょうか。

この請願は町長に届いておりません。我々議会がその請願の趣旨を汲み、町長に届ける。その役割を、橋渡しをすることを求められております。意思決定をするには様々な観点から検討する必要がございます。請願者の思いは反対ばかりの意見を述べるのではなく、総合的に知識を得たうえで、1人1人が考えて町全体としての意思を表明していただきたいという思いでございます。

この請願が求めるのは反対してほしいということではございません。しっかりとした情報と知識を得たうえで、町民、議員、町長が判断をしていく素地を整えるということです。ぜひその趣旨をお汲みいただき、採択に賛同いただけることを期待しております。

以上で賛成討論を終わります。

○議長（荒川 政義君） 次に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。請願第1号上関中間貯蔵施設の建設に関する住民説明会と、パブリックコメントや住民アンケート実施を求める請願書について、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立少数であります。よって、不採択とすることに決定しました。

○議長（荒川 政義君） 以上をもちまして、今期定例会に付議されました案件の審議は全部議了いたしました。

これにて、令和8年第1回定例会を閉会いたします。

○事務局長（岡原 伸二君） 御起立願います。一同、礼。

午後0時53分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 荒川 政義

署名議員 白鳥 法子

署名議員 田中 豊文